

社会福祉法人の「定款変更認可申請」手続きの流れ

社会福祉法人が定款を変更する場合は、横浜市長の認可を受ける必要があります。

ただし、変更理由が「事務所の所在地の変更」、「基本財産の増加」及び「公告の方法の変更」のみの場合は、定款変更届出の手続きとなります。

定款変更となる事象発生



1 事前相談 こども青少年局監査課へ事前に御相談ください。



理事会・評議員会での承認（定款変更）



2 定款変更認可申請 こども青少年局監査課へ申請ください



3 定款変更認可書の受領



公開している定款の差替え等

連絡先

横浜市こども青少年局 監査課 045-671-4193 E-mail kd-kodomokansa@city.yokohama.lg.jp